

# 市からの連絡帳

## 税

### 家屋などを取り壊したとき

家屋などを取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。また、登記されている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記が必要です。

問 東京法務局田無出張所  
☎042-461-1130  
▶資産税課 ☎042-460-9830

### 未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で、一定の要件を満たすものは、申告をすることにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。詳細はお問い合わせください。

▶資産税課 ☎042-460-9829

## 福祉

### 確定申告における高齢者の障害者控除

申請により、障害者控除対象者認定書を交付します。これを基に確定申告をすると、障害者控除の対象となります。※認定書発行までに2週間ほどかかります。確定申告書の提出期限を考慮して、お早めに申請してください。

対 在住の65歳以上の方で、次の状態に該当する方(身体障害者手帳・愛の手帳所持者は申請不要)

- 障害者控除対象者…身体障害者3級～6級までに準ずる方、知的障害軽度・中度に準ずる方
- 特別障害者控除対象者…身体障害者1級・2級に準ずる方、知的障害重度に準ずる方、ねたきり高齢者(約6カ月以上常に臥床し、日常生活に支障がある)

※介護保険の認定者は、介護認定調査票に基づく。認定者以外は、障害者控除の対象になることを証明する医師の

意見書(市指定の様式)が必要です。

問 令和5年1月4日(水)から、高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)へ  
※郵送でも受け付けています。  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2810

### 介護保険事業者ガイドブックの発行

介護保険事業者ガイドブックには、西東京市介護保険連絡協議会に参加し、市と連携して介護保険サービスを提供している事業者を掲載しています。ぜひご利用ください。

□配布開始日 12月23日(金)  
□配布場所 高齢者支援課(田無第二庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)・出張所・地域包括支援センター  
▶高齢者支援課 ☎042-420-2816

### 東京都身体障害者補助犬給付事業

身体障害者補助犬の給付申請を受け付けします(盲導犬・介助犬・聴導犬)。

対 ①都内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者

- 盲導犬…視覚障害1級の方
  - 介助犬…肢体不自由1・2級の方
  - 聴導犬…聴覚障害2級の方
- ②世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7千円未満の方

※事前に訓練事業者に補助犬の給付相談が必要です。

※詳細は下記へお問い合わせください。

▶障害福祉課 ☎042-420-2804  
FAX 042-466-9666



## 子育て

### 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、高校や大学などの受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

#### ◆今年度から支援対象拡大

連帯保証人が不要になり、世帯の収入基準額の緩和など、支援対象を拡大しました。

□受講料貸付限度額 中学3年生・高

校3年生<sup>※</sup>…20万円

□受験料貸付限度額

●中学3年生<sup>※</sup>…2万7,400円

●高校3年生<sup>※</sup>…8万円

対 在住世帯の生計の中心者

※貸付には条件があります。

□窓口開設日 平日午前8時30分～午後5時

□申請期間 令和5年1月31日(火)まで  
※詳細は問へお問い合わせください。

問 社会福祉協議会 ☎042-497-5073  
▶地域共生課 ☎042-420-2808

### 一時保育利用登録更新

令和3年度までに登録を行い、令和4年度に更新手続きを行っていない方は、更新手続きが必要です。

□受付期間 随時

□提出書類 ①一時保育利用登録申請書 ②児童連絡票 ③食事アンケート ④食物アレルギー生活管理指導表(食物アレルギーのある児童<sup>の</sup>)

□配布・提出場所 幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)

※令和3年度までに登録済の方への事前告知送付はありません。更新書類の提出がない場合は利用ができませんのでご注意ください。

※更新登録証は現在使用中のものと同じ番号です。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。

▶幼児教育・保育課 ☎042-460-9842

## スポーツ

### スポーツ施設利用者登録の更新(5年に1度更新が必要です)

平成29年4月1日～平成30年3月31日にスポーツ施設の利用者登録または更新手続きをした団体・個人は、5年の有効期限が切れるため更新が必要です。

※対象者には、令和5年1月1日(祝)以降に公共施設予約管理システムへログインした際、有効期限が表示されます。

□対象施設 スポーツセンター・総合体育館・きらっと・武道場・向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・芝久保第二運動場・ひばりアム・健康広場

□受付

時 令和5年1月5日(木)～31日(火)

場 スポーツセンター・総合体育館・きらっと

□提出書類

- 個人登録(テニスのみ)…利用者登録届書(指定様式)・本人確認書類
- 団体登録…利用者登録届書(指定様式)・団体登録名簿(指定様式)・代表者または担当者の本人確認書類

※指定様式は、受付場所で受け取るか市HPからダウンロードしてください。※市内団体のうち、構成員が在勤・在学の方の場合、在勤・在学を証明できるもの(写し可)が必要です(構成員の過半数が在住の方の場合は不要)。

問 スポーツセンター ☎042-425-0505  
▶スポーツ振興課 ☎042-420-2818

## 暮らし

### 保谷こもれびホールの予約受付(令和5年8月分以降)

保谷こもれびホールの令和5年8月分メインホール、同月以降の小ホールについて、令和5年2月1日(水)の抽選会から順次、予約受付を行う予定です。詳細は、問のHPでご案内します。

※改修工事に伴う休館期間・施設を一部変更します。詳細は、市HPへ

問 保谷こもれびホール ☎042-421-1919  
▶文化振興課 ☎042-420-2817

## 募集

### 婦人相談専門員

□人数 1人

□任期 令和5年2月1日(水)～3月31日(金)

□試験日 令和5年1月15日(日)

□募集要項 協働コミュニティ課(住吉会館ルピナス・田無第二庁舎5階)・職員課(田無庁舎5階)・市HPで配布  
※詳細は募集要項をご確認ください。

□受付期間 12月28日(水)まで

▶男女平等推進センター ☎042-439-0075

### 西東京市民マップへの広告掲載

令和5年3月に発行する市民マップへ掲載を希望する事業主を募集します。

□募集枠 5枠

## 固定資産税の減額

▶資産税課 ☎042-460-9830

### 住宅耐震改修工事

□減額分 2分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>まで</sup>

□減額要件 ①昭和57年1月1日以前から市内にある住宅に対し、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③1戸当たりの工事費用が50万円超

□必要書類 ①耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書 ③耐震改修工事費用の領収書の写し ④長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ)

### 住宅のバリアフリー改修

□減額分 3分の1(住宅面積100㎡<sup>まで</sup>)

□減額要件 ①新築日から10年以上経過した市内の住宅に対し、一定のバリアフリー改修工事(※1)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障害者の方が居住する家屋(賃貸住宅を除く) ④改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ⑤1戸当たりの工事費用が50万円超(補助金などを除く自己負担額) ⑥現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋

□必要書類 ①住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②工事内容などが確認できる書類(工事

明細書・現場の写真など)と工事費用の領収書の写し ③納税義務者の住民票 ④居住者の要件により次のいずれかの書類 ●65歳以上…住民票 ●要介護・要支援…介護保険被保険者証の写し ●障害者…障害者手帳の写し ⑤補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類 ※1…廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・便所の改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への交換、床の滑り止め化

### 住宅の省エネ改修

□減額分 3分の1(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合は3分の2) ※住宅面積120㎡<sup>まで</sup>

□減額要件 ①平成26年4月1日以前から市内にある住宅(賃貸住宅を除く)に対し、一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修 ※2)を実施 ②工事後3カ月以内に資産税課へ申告 ③改修後の床面

積が50㎡以上280㎡以下 ④1戸当たりの工事費用が60万円超(補助金などを除く自己負担額)、または改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超であること ⑤現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋 □必要書類 ①住宅の熱損失防止改修等に伴う固定資産税の減額適用申告書 ②増改築等工事証明書 ③工事費用の領収書の写し ④納税義務者の住民票 ⑤交付または決定を受けたことを確認できる書類(国または地方公共団体から補助金等の交付を受けた場合) ⑥長期優良住宅の認定通知書の写し(改修工事により、認定長期優良住宅になった場合のみ) ※2…窓・床・天井・壁の断熱性を高める改修工事(外気などと接するもので、窓の改修を含めた工事であることが必須)